

# 外国人配偶者との離婚届の書き方と注意

黒インク又はボールペンで書いてください。

離婚届		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
令和 6 年 4 月 2 日届出		第 号	第 号
山口県岩国市長 殿		送付 令和 年 月 日	長印
		第 号	
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附票	住民票
		通知	
(1) 氏名	夫 Williams Michael Richard	妻 ういりあむず れいこ	
氏名	ウィリアムズ マイケルリチャード	ウィリアムズ 麗子	
生年月日	西暦 1985 年 12 月 24 日	平成 2 年 7 月 17 日	
住所	山口県岩国市三角町官有地米海兵隊 岩国基地 PSC〇〇△番地BOX# # # 番	山口県岩国市三角町 一丁目 27 番地 10 号	
世帯主の氏名	ウィリアムズ 麗子	ういりあむず れいこ	
(2) 本籍	山口県岩国市今津町一丁目 1 4 番地 番		
筆頭者の氏名	ウィリアムズ 麗子	夫の国籍: アメリカ合衆国	
父母の氏名 父母との続柄 (父の義父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 ウィリアムズ, ライアンリチャード 妻の父 川口 信夫	続柄 三男	妻の父 川口 信夫 続柄 長女
母	マリアアレキサンドリア		
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input type="checkbox"/> 請求の認諾
	<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		<input type="checkbox"/> 判決
(5) 未成年の子の 氏名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子	ウィリアムズ メアリー華 アレクサンダー 瑠偉
(6) 同居の期間	令和元年 5 月 から、 令和 6 年 3 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)		
(7) 別居する前の 住所	山口県岩国市三角町一丁目 27 番地 10 号		
(8) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
(10) その他			
届出人	夫 Michael Richard Williams 印	妻 ウィリアムズ 麗子 印	
署名押印			
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先	電話 〇〇〇(×××)〇〇〇〇
	夫 年 月 日	自宅・勤務先 [ ]	携帯
	妻 年 月 日		

消せるペンで記入しないで下さい  
※届書中の押印は任意です

「離婚届を提出する際に必要なもの」

離婚届 1 通

来庁される方の本人確認書類 (運転免許証、パスポート等)

離婚の事実を知っている成年者(18歳以上)の署名が必要です。  
協議離婚のときのみ必要です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名	名印
山川 菊夫	丙山 良男
生年月日	生年月日
昭和 25 年 10 月 10 日	昭和 30 年 6 月 10 日
住所	住所
山口県岩国市周東町 下久原 1209 番地 1 号	山口県岩国市玖珂町 4993 番地 2 号
本籍	本籍
山口県岩国市由宇町 中央一丁目 1 番地 1 号	山口県岩国市錦町 広瀬 1 2 番地 8 号

【記入上の注意】

◎鉛筆や消えやすいインキ、消せるペンで書かないでください。

◎字は崩さず丁寧に書きください。

◎届書は一通で差支えありません。

◎署名は必ず本人が自署してください。

◎離婚届の「口」には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

◎日本で離婚成立後、本国への届出は別に必要となります。

◎国外の方式で離婚が成立した場合には、離婚証書とその訳文が必要です。

外国人の氏名はカタカナまたは漢字(戸籍の記載通り)で、生年月日は西暦で記入してください。

現在の住民登録をしている住所を書いてください。  
※住所を変更するときは、住民異動届の手続きが必要です。

【離婚の種別】

- ・協議離婚  
→証人が二人必要です。
- ・その他調停、審判など裁判離婚  
→調停調書、審判書謄本、確定証明書等が必要。

婚姻中の本籍、筆頭者を書いてください。  
また、配偶者の国籍も記入してください。

夫と妻のそれぞれの「実父母」の氏名を書いてください。  
夫が養子の時、妻が養女の時は、養父母の氏名はその他欄に書いてください。

**\* 記入しないでください \***

離婚により戸籍の変動はありません。  
婚姻前の氏(旧姓)に戻りたい場合は、別途「外国人との離婚による氏の変更届」が必要です。  
※届け出期間は、離婚の日から3か月以内です。

夫婦の間に未成年(18歳未満)の子がいる場合は、親権者をどちらか一方に決めて書いてください。

国勢調査の年のみ記入してください。

【協議離婚のとき】  
婚姻中の氏で各自署名してください。

【裁判等の離婚のとき】  
申立人又は訴提起者が署名してください。

屋間に連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。

まだ決めていない。

(面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること)

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

療育費の分担について取決めをしている。

まだ決めていない。

(療育費: 経済的に自立している子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など)

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。  
法務省ホームページ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html))にも掲載されています。

〒740-8585  
岩国市今津町一丁目 14-51  
岩国市役所市民課  
Tel (0827) 29-5040(直通)